

平成27年3月31日

条例第4号

宮代町廃棄物処理検討委員会条例

(設置)

第1条 宮代町の廃棄物処理に係る諸事項について総合的に調査及び検討するため、宮代町廃棄物処理検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について町長の諮問に応じ、調査及び検討を行い、その結果を町長に答申するものとする。

- (1) 一般廃棄物処理基本計画の策定に関すること。
- (2) 廃棄物処理の必要な事項に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 住民組織の代表者
- (2) 公募による町民
- (3) 識見を有する者
- (4) 商工業関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長（以下「会長」という。）及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを決定する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員任命後の最初の委員会の会議は、町長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年宮代町条例第10号）の定めるところにより支給する。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、町民生活課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。